

リース会社における 主要な会計処理と計算書類開示

昭和 51 年 2 月 26 日
最終改正 平成 21 年 1 月 31 日

社団法人リース事業協会

税務会計委員会

目 次

1 はじめに	1
1-1 従来の経緯	1
1-2 改訂の目的	1
1-3 取扱上の留意事項	1
2 リース取引の会計処理.....	2
2-1 リース取引の会計処理の基本	2
2-1-1 基本原則.....	2
2-1-2 リース取引の分類.....	2
2-1-3 維持管理費用相当額の取り扱い.....	2
2-1-4 リース取引における残存価額.....	3
2-1-5 貸手の計算利子率とリース取引の判定.....	4
2-1-6 ファイナンス・リース取引の会計処理の基本.....	4
2-1-7 オペレーティング・リース取引の会計処理の基本.....	4
2-2 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理	4
2-2-1 債権の計上額および計上科目	4
2-2-1-1 第1法	4
2-2-1-2 第2法および第3法	5
2-2-2 見積残存価額の見直しと著しく下落した場合の処理	5
2-2-3 利息相当額の処理	5
2-2-4 売上高・売上原価の処理	5
2-2-4-1 第1法	5
2-2-4-2 第2法	6
2-2-4-3 第3法	6
2-2-5 リース期間終了後の物件の処理	6
2-2-6 中途解約の処理	6
2-2-7 契約不履行に伴う債権の取扱い	7
2-2-8 転リース取引の処理	7
2-2-9 セール・アンド・リースバック取引の処理	8
2-3 所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理	8
2-3-1 債権の計上額および計上科目	8
2-3-1-1 第1法	8
2-3-1-2 第2法および第3法	8
2-3-2 売上高の処理	8
2-3-3 見積残存価額	8
2-3-4 その他の処理	9
2-4 再リース取引の処理	9
2-5 オペレーティング・リース取引の処理	9
2-5-1 オペレーティング・リース取引に係る資産の計上科目	9
2-5-2 リース料の処理	9
2-5-3 減価償却費の処理	9
2-5-4 ファイナンス・リース取引により取得した資産の処理	10

目 次	
3 割賦販売取引の会計処理	10
4 リース取引・割賦販売取引に係る預り手形の処理	10
5 リース料債権等の流動化	10
6 貸倒見積高	11
7 計算書類の表示および注記	11
7-1 貸借対照表	11
7-1-1 資産の部	11
7-1-1-1 流動資産	11
7-1-1-1-1 受取手形	11
7-1-1-1-2 割賦債権	11
7-1-1-1-3 リース債権	11
7-1-1-1-4 リース投資資産	12
7-1-1-1-5 営業貸付金	12
7-1-1-1-6 その他の営業貸付債権	12
7-1-1-1-7 営業投資有価証券	12
7-1-1-1-8 その他の営業資産	12
7-1-1-1-9 貯蔵品	13
7-1-1-1-10 前渡金	13
7-1-1-1-11 貸資料等未収入金	13
7-1-1-2 固定資産	13
7-1-1-2-1 貸貸資産	13
7-1-1-2-2 貸貸資産前渡金	13
7-1-1-2-3 リース貸借資産	14
7-1-1-2-4 破産更生債権等	14
7-1-2 負債の部	14
7-1-2-1 流動負債	14
7-1-2-1-1 貸資料等前受金	14
7-1-2-1-2 割賦未実現利益	14
7-1-2-2 固定負債	14
7-1-2-2-1 預り保証金	14
7-2 損益計算書	15
7-2-1 売上高	15
7-2-1-1 リース売上高	15
7-2-1-2 割賦売上高	15
7-2-1-3 ファイナンス収益	15
7-2-1-4 その他の売上高	15
7-2-2 売上原価	15
7-2-2-1 リース原価	15
7-2-2-2 割賦原価	15
7-2-2-3 ファイナンス原価	16
7-2-2-4 資金原価	16

目 次	
7-2-5 その他の原価	16
7-2-3 繰延リース利益・繰延割賦利益.....	16
7-2-4 販売費及び一般管理費.....	16
7-2-5 営業外損益.....	17
7-2-6 特別損益.....	17
8 適用時期と既契約の取扱い等.....	17
8-1 適用時期	17
8-2 既契約分の取扱い	17
8-2-1 既契約分の範囲等.....	17
8-2-2 所有権移転外ファイナンス・リース取引.....	18
8-2-3 見積残存価額.....	19
8-2-4 転リース取引.....	19
8-2-5 所有権移転ファイナンス・リース取引.....	19
8-2-6 リース債権の流動化.....	19
8-2-7 貸倒引当金.....	19
9 計算書類等の例示.....	20
9-1 貸借対照表	20
9-1-1 貸借対照表の様式.....	20
9-1-2 各資産に係る引当金の表示方法.....	20
9-1-3 有形固定資産に対する減価償却累計額の表示方法	20
9-1-4 有形固定資産に対する減損損失累計額の表示方法	21
9-1-5 貸借対照表の開示例.....	22
9-2 損益計算書	23
9-2-1 損益計算書の様式.....	23
9-2-2 損益計算書の開示例.....	23
9-3 注記表	24
9-3-1 記載金額単位に関する注記.....	24
9-3-2 継続企業の前提に関する注記.....	24
9-3-3 重要な会計方針に関する事項に関する注記	25
9-3-4 貸借対照表（連結貸借対照表）に関する注記	26
9-3-5 損益計算書に関する注記.....	28
9-3-6 株主資本等変動計算書に関する注記.....	28
9-3-7 税効果会計に関する注記.....	28
9-3-8 リースにより使用する固定資産に関する注記.....	28
9-3-9 関連当事者との取引に関する注記.....	29
9-3-10 一株当たり情報に関する注記.....	29
9-3-11 重要な後発事象に関する注記.....	29
9-3-12 連結配当規制適用会社に関する注記.....	29
9-3-13 その他の注記.....	29
9-4 連結注記表	29

リース会社における主要な会計処理と計算書類開示

1 はじめに

1-1 従来の経緯

1. 「リース会社の標準財務諸表とその主要な会計処理」(以下「標準財務諸表」という。)は、リース会社の財務諸表の指針とするために作成され(昭和51年2月)、その後の商法改正(昭和56年6月)、商法計算書類規則の改正(昭和57年4月)等を背景に改訂された(昭和58年11月)。
2. 一方、開示会社の増加により、一般投資家がリース会社を比較する際の比較可能性を確保するために、「証券取引法にもとづくリース会社における開示内容の統一について」(平成3年様式)が作成され(平成3年2月)、さらに、有価証券報告書の報告様式が連結会社として記載することとされたことに伴い、平成3年様式の一部修正を行い、「連結有価証券報告書の開示内容について」(平成12年様式)が作成された(平成12年4月)。

1-2 改訂の目的

3. 「標準財務諸表」はその後の商法計算書類規則の改正、会社法の制定、各種の会計基準の公表にかかわらず、昭和58年以降修正が行われず、この対応については、各社の実務に委ねられてきた。
4. このような状況のなかで、企業会計基準委員会において、「リース取引に係る会計基準」(平成5年6月17日 企業会計審議会)および「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(平成6年1月18日 日本公認会計士協会 会計制度委員会)の見直しが行われ、同委員会から企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(以下「リース会計基準」という。)および企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下「リース会計適用指針」という。)が公表された(平成19年3月30日)。また、平成19年度税制改正において、リース会計基準の改正にあわせて、リース取引に係る税務上の取扱いが改正された。
5. このため、社団法人リース事業協会は「標準財務諸表」の改訂を行い、「リース会社における主要な会計処理と計算書類開示」(以下「会計処理と開示」という。)を作成した。なお、表題は、会社法の規定に基づき「財務諸表」を「計算書類」としているが、改訂前の「標準財務諸表」の取扱いを変更するものではない。

1-3 取扱上の留意事項

6. 「会計処理と開示」は、リース会社(リース取引を主たる事業としている企業。以下同じ。)が、リース会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従い、会社法に基づく計算書類および連結計算書類を作成することを目的として、可能な限り公正妥当と思われる会計処理を実務面から取りまとめたものである。
7. しかしながら、リース会計基準およびリース会計適用指針に基づく会計処理が会計慣行として成熟していない段階であることに鑑み、現時点において「会計処理と開示」は、リース会社の会計実務を拘束するものではなく、実務の参考とするための会計処理の例示とし

て位置付けられる。したがって、各項の適用については、会計監査人と協議のうえ判断することが望ましい。

8. 「会計処理と開示」は、リース会社が適用することを念頭に作成したものであるが、リース会社以外の会社による適用を妨げるものではない。
9. 「会計処理と開示」は、個別会社の計算書類を中心としたものとなっているが、連結計算書類の作成にあたっては、「会計処理と開示」に準じて作成することとする。なお、会社法に基づく臨時計算書類においても、「会計処理と開示」を参考に作成することとなる。
10. さらに、他の法令において記載方法が定められている場合には、当該法令等を優先して適用し、当該法令等の許容する範囲で、「会計処理と開示」を参考として作成することとなる。
11. 金融商品取引法に基づく開示については、社団法人リース事業協会 税務会計委員会で、「リース会社における金融商品取引法に基づく開示モデル」（平成 20 年 6 月 30 日）を公表しているので、これについてもあわせて参照する必要がある。
12. 「会計処理と開示」は、平成 21 年 1 月 31 日現在の法令等に基づき作成している。

2 リース取引の会計処理

2-1 リース取引の会計処理の基本

2-1-1 基本原則

13. この「会計処理と開示」において、リース取引（リース会計基準に規定する「リース取引」をいう。以下同じ。）の会計処理は、「リース会計基準」および「リース会計適用指針」に基づいて記載しているが、リース会計基準およびリース会計適用指針に規定されていない会計処理については、リース会社の実務等を踏まえて記載している。

2-1-2 リース取引の分類

14. リース取引は、リース契約の締結日において、原則として、リース会計基準に基づき、またリース会計基準に定める名称を用いて分類する。分類に当たり、財務諸表利用者の判断を著しく誤らせるものでないと認められる場合には、法人税法第 64 条の 2 の規定を参照することができる。
15. リース契約の内容が変更された場合、当該変更日において、新たなりース取引が開始されたものとみなし、変更後の契約内容に基づいてリース取引を分類する。なお、見積りの変更（たとえば、リース対象資産の経済的耐用年数の変更、見積残存価額の変更）や環境の変化（たとえば、借手による債務不履行、リース物件の第三者保証契約の消滅）は、リース取引の分類を見直す要因とはならない。

2-1-3 維持管理費用相当額の取り扱い

16. リース料総額（リース料として收受する金額の合計額。以下同じ。）には、維持管理費用相当額（リース物件の所有・維持管理に伴う租税公課、保険料等の諸費用ほか、メンテナンスその他のサービスの対価を含み、リース料を計算するうえで、貸手が借手の負担としたものをいう。）が含まれている。貸手の計算利子率およびリース料総額の現在価値の算

定にあたり、維持管理費用相当額はリース料総額から控除するのが原則であるが、維持管理費用相当額のリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、維持管理費用相当額をリース料総額から控除しないことができる（リース会計適用指針第14項）。

17. リース料総額の現在価値の算定上、維持管理費用相当額をリース料総額から控除する場合、維持管理費用相当額の区分は、リース料の算定根拠などを基準として、合理的な方法によりこれを用いる。たとえば、個別契約ごとに、維持管理費用相当額が受取リース料の額に合理的な一定率または比率で含まれるものとして区分する方法は、合理的な方法のひとつと考えられる。
18. リース料総額の現在価値の算定上、維持管理費用相当額をリース料総額から控除した場合、維持管理費用相当額は第34項のリース料総額または第36項および第39項の受取リース料と区分して、次のいずれかの方法により会計処理する。
 - ① 維持管理費用相当額を収益として計上する方法
 - ② 租税公課、保険料等の実際支払額の控除額として処理する方法

2-1-4 リース取引における残存価額

19. リース取引において、残存価額は次のとおり分類される。なお、残存価額の分類は、その契約内容により実質的に判定するので留意する。
 - ① 借手が保証する残存価額
リース契約において、リース期間終了後に貸手がリース物件を第三者に売却する場合の売却価額を借手が保証する価額で、実際の売却価額が保証価額を下回る場合、借手は、売却価額と保証価額との差額を貸手に支払う。
 - ② 第三者が保証する残存価額
借手以外の第三者が保証するリース物件の残存価額をいい、これには次のものがある。
 - (a) リース期間終了後に第三者がリース物件を指定の金額で買取ることを保証している場合の当該買取保証額。
 - (b) リース期間終了後に貸手がリース物件を売却する場合の売却価額を第三者が保証する価額で、売却価額が保証額を下回る場合、第三者が売却価額と保証価額との差額を補填する。
 - ③ 割安購入選択権行使価額
リース契約上、リース期間終了後またはリース期間の中途中で、借手がリース物件を買取る権利が付されており、その権利行使価額が名目的価額または行使時点のリース物件の公正価額に比して著しく有利な価額をいう。
 - ④ 見積残存価額
貸手が自らのリスクで設定する残存価額をいい、これには次のものがある。
 - (a) 個別資産や個別契約の内容等に基づき、処分価額または再リース料収入の可能性などを見積って設定する残存価額。
 - (b) 一定のグルーピングごとに、過去の処分実績、再リース実績および将来の合理的な見通し等に基づいて計算した一定率（以下「残存率」という。）を資産の取得価額に乗じて設定する見積残存価額。

- (c) リース契約上でリース期間終了後またはリース期間の中途中で、借手がリース物件を買取る権利が付されているが、当該権利行使価額が「③ 割安購入選択権行使価額」に掲げる条件に該当しない購入選択権行使価額。

2-1-5 貸手の計算利子率とリース取引の判定

20. 貸手の計算利子率は、リース料総額、残価保証額（第 19 項に掲げる残存価額のうち④以外の残存価額）および見積残存価額（第 19 項④の残存価額）の合計額の現在価値が、リース物件の現金購入価額（または借手に対する販売価額）と等しくなるような利率をいう（リース会計適用指針第 17 項）。
21. リース取引の分類は、第 20 項の計算利子率を用いて、リース料総額および第 19 項に掲げる残存価額のうち④以外の残存価額の合計額の現在価値を算定して行う。

2-1-6 ファイナンス・リース取引の会計処理の基本

22. ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行い、取引の実態等に応じて次の①、②または③の方法を選択し、継続的に適用することとされ、①または②の方法を採用する場合には、割賦販売取引において採用している方法との整合性を考慮することとしている（リース会計適用指針第 51 項）。
 - ① リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法（以下「第 1 法」という。）
 - ② リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（以下「第 2 法」という。）
 - ③ 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法（以下「第 3 法」という。）

2-1-7 オペレーティング・リース取引の会計処理の基本

23. オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

2-2 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理

2-2-1 債権の計上額および計上科目

24. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産は、「リース投資資産」科目に計上する。リース取引の開始日（契約上、借手がリース物件を使用収益する権利行使することができることとなる日で、通常は物件借受証に記載されている借受日。以下同じ。）においては、第 26 項または第 27 項の額を計上する。
25. リース投資資産のうち将来のリース料を收受する権利（以下「リース料債権」という。）に係る部分（第 19 項④の見積残存価額は含まない。以下同じ。）は、金融資産に該当するため、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（平成 11 年 1 月 22 日 企業会計審議会、最終改正平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準委員会）（以下「金融商品会計基準」という。）が適用される。

2-2-1-1 第 1 法

26. リース取引の開始日に、リース料総額および第 19 項に掲げる残存価額の合計額を計上す

る。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引の残存価額には、第19項③の割安購入選択権行使価額は含まれない。

2-2-1-2 第2法および第3法

27. リース取引の開始日に、リース物件の現金購入価額を計上する。

2-2-2 見積残存価額の見直しと著しく下落した場合の処理

28. 新たに開始するリース取引に適用する第19項④(b)の残存率は、原則として、事業年度ごとに見直しを行う。
29. 既に取引を開始したリース取引について第19項④に掲げる見積残存価額が著しく下落したと認められる場合には、下落した時点における当初の見積残存価額の現在価値と下落後の見積残存価額の現在価値との差額を一時の損失として認識する。この場合において、以後の利息相当額については、下落後の見積残存価額を基準とした利子率により再計算を行う。

2-2-3 利息相当額の処理

30. 利息相当額の総額は、リース料総額（第16項により維持管理費用相当額を控除した場合には維持管理費用相当額を控除した額）および第19項の残存価額の合計額からリース物件の現金購入価額を控除した額である。
31. 利息相当額の総額は、利息法（第20項により計算した利子率をリース投資資産の未回収元本残高に乗じて算定する方法）により、リース期間中の各期に配分する。なお、第1法を採用した場合には、リース取引開始日における利息相当額の総額のうち、各期末日後に対応する利益は繰り延べ、リース投資資産と相殺して表示する。
32. 各期の利息相当額は、原則として、リース契約に基づきリース料を收受する日を基準として算定する。
33. ただし、「リース期間」と「リース料の回収期間」に著しい差異がない場合には、リース期間にわたってリース料を毎月均等に回収したものとする日（以下「收受すべき日」という。）に利息相当額を認識することができる。

2-2-4 売上高・売上原価の処理

2-2-4-1 第1法

34. リース取引の開始日に、リース料総額（第16項により維持管理費用相当額を控除した場合には維持管理費用相当額を控除した額）を売上高に計上し、リース物件の現金購入価額を売上原価に計上する。
35. 第16項によりリース料総額から維持管理費用相当額を控除した場合、リース契約に基づきリース料を收受する日または收受すべき日において、第18項①の方法を採用する場合には「維持管理費等収入」等として売上高に計上し、第18項②の方法を採用する場合には、リース取引に係る売上原価の戻し入れとして計上する。

2-2-4-2 第2法

36. 第32項の場合、リース契約に基づき受取る日に、受取リース料（第16項により維持管理費用相当額を控除した場合には維持管理費用相当額を控除した額）を売上高に計上し、元本回収相当額（受取リース料から利息相当額を差し引いた額）を売上原価に計上する。
37. 第33項を適用する場合、受取すべき日に、毎月均等に回収するとみなしたリース料相当額（第16項により維持管理費用相当額を控除した場合には維持管理費用相当額を控除した額）を売上高に計上し、元本回収相当額（受取リース料から利息相当額を差し引いた額）を売上原価に計上する。
38. 第16項によりリース料総額から維持管理費用相当額を控除した場合の維持管理費用相当額の会計処理は、第35項により行う。

2-2-4-3 第3法

39. リース契約に基づき受取る日または受取すべき日に、受取リース料（第16項により維持管理費用相当額を控除した場合には維持管理費用相当額を控除した額）のうち利息相当額を収益に計上し、受取リース料から利息相当額を差し引いた額をリース投資資産の元本回収額として処理する。
40. 第16項によりリース料総額から維持管理費用相当額を控除した場合の維持管理費用相当額の会計処理は、第35項により行う。

2-2-5 リース期間終了後の物件の処理

41. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース期間の終了により、借手からリース物件の返却を受けた場合、貸手は、当該リース物件を第19項に掲げる残存価額で、リース投資資産からその後の保有目的に応じ貯蔵品または固定資産等に振り替える。
42. 貯蔵品または固定資産等の計上は、リース契約に基づきリース会社の指定する場所へ返還され、当該物件の所在をリース会社が確認した時点で行う。
43. 振り替えられた貯蔵品は、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（改正平成20年9月26日 企業会計基準委員会）に基づき、通常の販売目的で保有する棚卸資産として処理することに留意する。

2-2-6 中途解約の処理

44. リース会計適用指針第58項および第68項において、ファイナンス・リース取引において、リース契約が中途解約された場合に受け取る規定損害金（以下「解約損害金」という。）は、次のとおり処理することとされている。
 - ① 第1法または第3法を採用した場合
解約損害金と中途解約時のリース投資資産残高（中途解約時点での見積残存価額控除後）との差額を収益として計上する。
 - ② 第2法を採用した場合
解約損害金を売上高として処理し、中途解約時のリース投資資産残高（中途解約時点での見積残存価額控除後）を売上原価として計上する。

45. この場合において、解約損害金の未収債権は、リース投資資産から「賃貸料等未収入金」科目に振り替えて処理する。ただし、重要性が乏しい場合には、リース投資資産に含めて処理することができる。
46. また、解約に伴いリース物件の返還を受けた場合には、当該物件の時価で、その後の保有目的に応じ貯蔵品または固定資産等に振り替える。貯蔵品または固定資産等の認識時期は、第42項に準じて処理する。

2-2-7 契約不履行に伴う債権の取扱い

47. 取引先の契約不履行などによりリース契約の継続ができないこととなり、当該債権の回収に長期間を要すると判断される場合には、通常の取引を外れた取引として、原則として、当該債権を破産更生債権等として処理する。
48. この場合、未経過期間に係る受取利息相当額を控除した未回収リース料相当額および第19項の残存価額を「破産更生債権等」に振り替える。会社が財務諸表等規則（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」。以下同じ。）などによる開示を行っていない場合においては、「破産更生債権等」の科目に代えて「固定化営業債権」の科目を使用することができる。なお、この場合においては、「固定化営業債権」の内容について貸借対照表に注記する。
49. 解約に伴いリース物件の返還を受けた場合には、当該物件の時価で、その後の保有目的に応じ貯蔵品または固定資産等に振り替え（貯蔵品または固定資産等の認識時期は、第42項に準じて処理する。）、破産更生債権等の金額を減額する。当該資産の時価がリース投資資産残高を上回る場合には、リース投資資産残高で貯蔵品に計上し、処分時の利益に計上する。なお、差益部分を債務者に返還することが予定される場合には、利益に計上せず、預り金に計上する。

2-2-8 転リース取引の処理

50. 転リース取引とは、リース物件の所有者（以下「元受会社」という。）から当該物件のリースを受けた会社（以下「転リース会社」という。）が、元受会社とのリース取引と概ね同一の条件で、さらに同一物件を第三者（リース物件の使用者）にリースする取引をいう。この場合において、「概ね同一の条件」かどうかは、元受会社とのリース取引と転リース取引におけるリース取引の分類、リース期間、リース料の支払・回収などにより判断する。
51. 転リース会社において、リース物件の現金購入価額が明らかでない場合は、借手における取扱いと同様に、リース物件の現金購入価額を合理的に見積り、リース取引の判定を行う。
52. 転リース取引が、ファイナンス・リース取引に該当する場合、転リース会社は、リース会計適用指針第47項に従い、貸手としてのリース投資資産と借手としてのリース債務の双方を計上する。リース投資資産およびリース債務は、原則として利息相当額控除後の金額で計上するが、利息相当額控除前の金額で計上することができる。なお、転リース会社は、リース物件の所有者ではないため、第19項④(a)(b)の見積残存価額の設定に関して物件処分価額を見積ることはできないので留意する。
53. また、貸手として受け取るリース料総額と借手として支払うリース料総額の差額を手数料

収入として各期に配分する。リース取引の判定の際にリース料総額から維持管理費用相当額を区分した場合には、貸手としての維持管理費用相当額と借手としての維持管理費用相当額の差額を「維持管理費等収入」等として収益に計上する。

54. 元受会社とのリース取引と転リース取引が「概ね同一の条件」でないと判断した場合には、第 52 項のリース投資資産およびリース債務の利息相当額控除前による金額の計上および第 53 項の手数料収入としての処理は適用せず、第 1 法、第 2 法または第 3 法により会計処理を行うこととなるが、借手としての支払利息相当額については、「7-2-2-4 資金原価」に記載するとおり、資金原価として処理する。

2-2-9 セール・アンド・リースバック取引の処理

55. セール・アンド・リースバック取引とは、借手が、借手の所有する物件を貸手に売却し、貸手から当該物件のリースを受ける取引をいう。
56. セール・アンド・リースバック取引について、貸手は、他のファイナンス・リース取引と同様の会計処理を行う。
57. 借手が転リース会社となって、貸手とのリース取引と概ね同一の条件で、当該物件をさらに第三者にリース（転リース）するような場合において、当該転リース会社は、第 52 項および第 53 項により会計処理し、リースの対象となる物件の売却に伴う損益について、当該売却損益が実現していると判断されるときを除き、リース会計適用指針第 49 項の規定に準じて長期前払費用または長期前受収益等として繰延処理し、転リース取引に係る手数料収入に加減して損益に計上する。

2-3 所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理

2-3-1 債権の計上額および計上科目

58. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産は、「リース債権」科目に計上する。リース取引の開始日においては、次の額を計上する。

2-3-1-1 第 1 法

59. リース取引の開始日に、リース料総額を計上する。割安購入選択権付リース取引の場合は、第 19 項③の割安購入選択権行使価額をリース料総額に含めて計上する。

2-3-1-2 第 2 法および第 3 法

60. リース取引の開始日に、リース物件の現金購入価額を計上する。

2-3-2 売上高の処理

61. 割安購入選択権付リース取引の場合には、第 19 項③の割安購入選択権行使価額をリース料総額または受取リース料に含めて売上高に計上する。

2-3-3 見積残存価額

62. 所有権移転ファイナンス・リース取引については、リース期間終了後にリース物件が返還

される可能性が乏しいため、第19項④の見積残存価額は設定することができない。

2-3-4 その他の処理

63. 上記以外の処理については、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に準じて行う。この場合、「リース投資資産」を「リース債権」と読み替えるものとする。

2-4 再リース取引の処理

64. 再リース取引とは、リース期間の終了後に、同一の借手に同一のリース物件を引き続きリースする取引をいう。ただし、当初のリース取引において、リース期間及びリース料総額に再リース取引に係るリース期間およびリース料を含めて処理している場合の当該再リース取引については、再リース取引として取り扱わないので留意する。
65. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース期間終了後に再リース取引を行う場合、当該再リース取引に係る資産は、見積残存価額によりリース投資資産から固定資産に振り替え、当該価額を取得価額、当該再リース期間終了時の処分見積価額を残存価額、見積再リース期間を償却期間として、定額法、級数法その他の方法で減価償却を行う。減価償却の方法は、原則としてオペレーティング・リース取引に係る減価償却の方法と同一の方法を採用する。
66. 再リース料は、オペレーティング・リース取引に係る売上高に準じて、発生時の収益として計上する。

2-5 オペレーティング・リース取引の処理

2-5-1 オペレーティング・リース取引に係る資産の計上科目

67. オペレーティング・リース取引に係る資産は、当該資産の種類に応じて、有形固定資産、無形固定資産の別に、「賃貸資産」科目に計上する。

2-5-2 リース料の処理

68. リース契約に基づき收受するリース料を基準として、その経過する期間に相当するリース料を合理的と認められる方法で売上高に計上する。
69. リース料の売上高計上額と回収額の差額は、「賃貸料等未収入金」科目または「賃貸料等前受金」科目に計上する。

2-5-3 減価償却費の処理

70. リース物件の経済的耐用年数を見積り、当該経済的耐用年数経過時のリース物件の処分見積価額を残存価額として、定額法、級数法その他の方法により減価償却を行う。
71. なお、オペレーティング・リース取引に係る固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年8月9日 企業会計審議会）および企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（最終改正平成21年3月27日 企業会計基準委員会）に基づき処理する。

2-5-4 ファイナンス・リース取引により取得した資産の処理

72. ファイナンス・リース取引により取得した資産について、借手は、有形固定資産、無形固定資産の別に、「リース資産」科目に（または有形固定資産もしくは無形固定資産に含めて）計上することとなるが、リース会社が当該資産をオペレーティング・リースする場合には、営業取引に係る重要な資産であることから、社用資産と区分して、第67項の「賃貸資産」科目に含めて計上する。
73. この場合、当該賃貸資産の減価償却は、ファイナンス・リース取引の借手として、当該ファイナンス・リース取引のリース期間を償却年数とし、他の賃貸資産と同一の償却方法により行う。

3 割賦販売取引の会計処理

74. 割賦販売取引（延払条件付譲渡を含む。以下同じ。）の会計処理は、「リース業における金融商品会計基準の適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号 平成12年11月14日）」（以下「第19号報告」という。）の「4. 割賦販売取引の取扱い」に従いこれを行う。
75. リース会計適用指針第121項において、「リース会計基準における貸手の会計処理は、割賦取引および延払条件付譲渡取引についても適用が可能である」としているため、割賦販売取引について、所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理を行うことができる。

4 リース取引・割賦販売取引に係る預り手形の処理

76. リース取引・割賦販売取引に係る預り手形は、約定に基づく将来の回収に当てられるため、担保手形に類するものである。しかし、計算書類の利用者にとって重要な情報であるため、手形券面額を貸借対照表に注記する。

5 リース料債権等の流動化

77. リース会社が行っている流動化は、一般に維持管理費用相当額・利息相当額を含めたリース料債権等を対象としている。
78. ファイナンス・リース取引に係るリース債権およびリース投資資産のうちリース料債権に係る部分は金融資産に含まれるため、その流動化は、「金融商品会計基準」に基づき処理する。当該流動化が金融資産の消滅に該当する場合には、債権の売却の処理を行い、当該債権を減額する。この場合において、優先債権・劣後債権の区分、優先債権部分の貸倒見積高の算定および回収サービス業務の取扱い等に留意する。
79. 金融資産の消滅を認識することができない場合には、負債の部に「債権流動化に伴う支払債務」を計上し、処理することになる。債権流動化に伴う支払債務は、ワンイヤールールを適用し、流動負債・固定負債に区分して計上する。
80. 金融資産の消滅を認識することができる場合には、売却差損益は、リース債権等を譲渡した事業年度において、損益として処理する。割賦債権・営業貸付金等の債権の流動化による差損益も同様に処理する。
81. 第16項により維持管理費用相当額について区分して会計処理をすることとしている場合、

将来回収することとなる維持管理費用相当額を譲渡した場合における売却額は「債権流動化に伴う支払債務」として計上し、維持管理費用相当額の回収額は、通常のリース取引と同様に「維持管理費等収入」として計上する。債権流動化に伴う支払債務に係る支払利息相当額は、金融費用として計上する。

82. オペレーティング・リース取引に係る債権を流動化した場合には、リース料債権に係る部分が貸借対照表上で認識されていないため、「債権流動化に伴う支払債務」を計上する。
83. 貸借対照表に計上されていない債権に係る「債権流動化に伴う支払債務」は、原則として第 79 項の債務と区分せず、一括して負債に計上する。

6 貸倒見積高

84. 債権の貸倒れによる損失に備えるため、「金融商品会計基準」に基づき、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を貸倒引当金に計上する。
85. 第 84 項以外の債権については、債権の種類ごと（科目等）に債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒引当金を計上する。
86. なお、債権の区分、貸倒見積高の算定については、「第 19 号報告」に従いこれを行う。
87. リース投資資産については、リース料債権相当額が貸倒引当金の対象となる債権となるので留意する。
88. なお、貸倒引当金の繰入額は、原則として、販売費及び一般管理費で処理する。

7 計算書類の表示および注記

7-1 貸借対照表

7-1-1 資産の部

7-1-1-1 流動資産

7-1-1-1-1 受取手形

89. 「受取手形」科目には、通常の取引に基づいて発生した手形債権を計上する。

7-1-1-1-2 割賦債権

90. 割賦販売取引に基づいて発生した債権を「割賦債権」科目に計上する
91. 割賦債権について、割賦債権部分の金額（元本残高相当額）および受取利息相当額を注記することを妨げない。

7-1-1-1-3 リース債権

92. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産を「リース債権」科目に計上する。
93. リース債権について、リース料債権部分の金額（利息相当額控除前の額）および受取利息相当額を注記することを妨げない。
94. リース料債権部分について、貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの回収予定額および 5 年超の回収予定額を注記することを妨げない。
95. 転リース取引について、第 52 項により利息相当額控除前の金額でリース債権およびリ

ス債務を計上する場合には、リース会計適用指針第73項の規定に基づき、貸借対照表に含まれる当該リース債権およびリース債務の金額を注記することを妨げない。

7-1-1-1-4 リース投資資産

96. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産を「リース投資資産」科目に計上する。
97. リース投資資産について、リース料債権部分の金額（利息相当額控除前の額）、見積残存価額部分（第19項④）の金額（利息相当額控除前の額）および受取利息相当額を注記することを妨げない。
98. リース料債権部分について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額および5年超の回収予定額を注記することを妨げない。
99. 転リース取引について、第52項により利息相当額控除前の金額でリース投資資産およびリース債務を計上する場合には、リース会計適用指針第73項の規定に基づき、貸借対照表に含まれる当該リース投資資産およびリース債務の金額を注記することを妨げない。

7-1-1-1-5 営業貸付金

100. 営業目的の金銭消費貸借契約等に基づいて発生した金銭債権は、営業活動以外の貸付金と区分し、「営業貸付金」科目に計上する。なお、営業貸付債権の未収利息については、通常の未収収益に含めて表示する。

7-1-1-1-6 その他の営業貸付債権

101. 営業目的の金融収益を得るために保有するファクタリング、手形の割引による債権等、貸付金以外の金銭債権を「その他の営業貸付債権」として計上する。
102. 「その他の営業貸付債権」に重要性がない場合には、「営業貸付金」あるいは7-1-1-1-8の「その他の営業資産」に含めて表示することができる。

7-1-1-1-7 営業投資有価証券

103. 営業目的の金融収益を得るために所有する有価証券を「営業投資有価証券」科目に計上する。営業投資有価証券は、原則として、金融商品取引法に定義される有価証券であるが、それ以外のもので、金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適當と認められるものについても営業投資有価証券の範囲に含めることができる。
104. なお、金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適當と認められないものについては、金融商品会計基準上、有価証券としては取り扱わないこととされているので、営業投資有価証券に計上せず、「その他の営業資産」として処理することとなるので留意する。
105. 営業投資有価証券は、原則として正常営業循環基準を適用し、流動資産の部に計上する。

7-1-1-1-8 その他の営業資産

106. 売上収益の獲得を目的として保有する金銭債権の買取りによる債権（「その他の営業貸付

債権」として計上するものを除く。)、「金融商品会計基準」により有価証券に該当しないこととされる金融商品等の債権、その他の金融資産に類する資産等、他の科目に含まれない営業目的の資産を出資金等と区分して「その他の営業資産」科目に計上することができる。

107. 当該科目で処理する金融資産以外の資産としては、信託受益権が質的に単一である場合など、金融商品取引法に規定する金融商品のうち「金融商品会計基準」の対象とならない資産、他の科目に属さない金銭債権などを想定している。
108. その他の営業資産は、原則として正常営業循環基準を適用し、流動資産の部に計上する。

7-1-1-1-9 貯蔵品

109. 返還された売却目的のリース物件を「貯蔵品」科目に計上する。

7-1-1-1-10 前渡金

110. ファイナンス・リース契約および割賦販売契約の対象物件の購入に際して、購入代金の一部または全部を資産の引渡しの前に支払った場合の当該金額を「前渡金」科目に計上する。

7-1-1-1-11 賃貸料等未収入金

111. オペレーティング・リース取引に係る未収賃貸料、リース取引の終了等によりリース物件を売却したことにより生じた債権、解約損害金の未収債権、動産総合保険等の未収保険金(物件修理費用に係る保険金を含む)等、リース取引に基づいて生じた債権(リース債権、リース投資資産に計上されるものを除く。)を計上する。

7-1-1-2 固定資産

7-1-1-2-1 賃貸資産

112. 第67項および第72項のとおり、オペレーティング・リース取引に基づくリース物件の取得価額を当該資産の種類に応じて、有形固定資産、無形固定資産の別に、「賃貸資産」科目に計上する。また、リース投資資産から振り替える再リース取引に係る資産も当該資産に含まれる。
113. リース期間が1年を超えるオペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料(解約不能の再リース期間が1年を超える場合の当該再リース取引に係る未経過リース料を含む)は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記することを妨げない。この場合の未経過リース料とは、貸借対照表日後の未経過リース期間に対応する収受すべきリース料をいう。

7-1-1-2-2 賃貸資産前渡金

114. オペレーティング・リース契約の対象物件の購入に際して、購入代金の一部または全部を資産の引渡しの前に支払った場合の当該金額を「賃貸資産前渡金」科目に計上する。

7-1-1-2-3 リース賃借資産

115. 自己使用を目的としてファイナンス・リースにより賃借したリース資産を有形固定資産、無形固定資産に区分し計上する。
116. リース会計基準では、「リース資産」の科目を使用しているが、営業用固定資産である「賃貸資産」と区分するために「リース賃借資産」の科目を使用する。
117. なお、リース賃借資産に係る減価償却費は、原則として、販売費及び一般管理費に含めて表示する。

7-1-1-2-4 破産更生債権等

118. 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権を計上する。
119. なお、第48項のとおり、会社が財務諸表等規則などによる開示を行っていない場合においては、「破産更生債権等」の科目に代えて「固定化営業債権」の科目を使用することができるが、この場合には、「固定化営業債権」の内容について注記する。

7-1-2 負債の部

7-1-2-1 流動負債

7-1-2-1-1 賃貸料等前受金

120. リース契約に基づき、リース料の支払期日到来時に当該リース料に充当するものとして、リース取引開始時に受領する前受金を「賃貸料等前受金」科目に計上する。また、リース契約に基づき未経過期間に対応するリース料等を受領した場合における前受収益についても、当該科目に含めて処理することができる。
121. 当該債務については、営業取引によって生じた金銭債務であるので、正常営業循環基準を適用し、流動負債に計上する。

7-1-2-1-2 割賦未実現利益

122. 割賦債権について受取利息相当額を含めて計上する会計処理を採用している場合における未経過期間に係る受取利息相当額を「割賦未実現利益」として計上する。

7-1-2-2 固定負債

7-1-2-2-1 預り保証金

123. リース契約によって負担する債務の担保として、リース資産の引渡し時に受領する保証金を「預り保証金」として処理する。
124. 当該債務はリース契約満了時に返還されるものであるため、長期金銭債務として処理する。なお、重要性が乏しい場合には、1年以内に返還される予定の預り保証金についても固定負債として処理することができるものとする。

7-2 損益計算書

7-2-1 売上高

7-2-1-1 リース売上高

125. ファイナンス・リース取引に係る売上高とオペレーティング・リース取引に係る売上高を計上する。
126. リース売上高には、ファイナンス・リース取引およびオペレーティング・リース取引に係るリース料収入、再リース料、その他リース取引に係る売上高を含めて計上する。
127. また、リース契約の解約等に伴う解約損害金、賃貸資産および貯蔵品の処分による売上高、維持管理費等収入も当該科目に含めて表示する。
128. 第3法を採用する場合、第2法を採用した場合における売上高に相当する金額を注記する。

7-2-1-2 割賦売上高

129. 割賦販売取引における売上高および割賦販売取引に付随する手数料等を計上する。

7-2-1-3 ファイナンス収益

130. 営業貸付金、その他の営業貸付債権、営業投資有価証券およびその他の営業資産に基づくファイナンス収益を計上する。

7-2-1-4 その他の売上高

131. 上記以外の資産の販売等による売上高、役務提供・ノウハウ提供による手数料収入等を計上する。

7-2-2 売上原価

7-2-2-1 リース原価

132. ファイナンス・リース取引について、会計処理の方法として第1法を採用する場合における現金購入価額、第2法を採用する場合における元本回収相当額、解約等によるリース債権・リース投資資産の原価振替額および処分原価（元本残高相当額）を計上する。
133. オペレーティング・リース取引に係る賃貸資産の減価償却費および処分原価（帳簿価額）を計上する。
134. また、リース取引に係る維持管理費用（租税公課、保険料等の諸費用、メンテナンスその他のサービスに係る費用）、その他リース取引に係る費用を計上する。
135. さらには、リース取引において計上した貯蔵品の評価損、オペレーティング・リース取引について認識した減損損失も当該科目で計上する。ただし、減損損失は、損益計算書に注記する。
136. 第3法を採用する場合、第2法を採用した場合における売上原価に相当する金額を注記する。

7-2-2-2 割賦原価

137. 割賦売上高に対応する割賦原価を計上する。

138. 当該割賦販売取引の一連の契約に付随する費用も、割賦原価に計上する。

7-2-2-3 ファイナンス原価

139. 営業貸付金、その他の営業貸付債権、営業投資有価証券、その他の営業資産など営業目的の利息収入等、7-2-1-3 に掲げるファイナンス収益に対応する原価を計上する。
140. 金額に重要性が乏しい場合には、「7-2-2-5 その他の原価」に含めて表示することができる。

7-2-2-4 資金原価

141. 一般的に金融損益は、営業外損益の部に計上するのが公正妥当な会計処理とされているが、リース業の金融費用は主要な原価要素である。また、リース会社はリース資産等の取得を円滑化するため、支払準備として多額の預金残高を有し、この資金源泉は主として借入金によっている。
142. このような財務取引の実態を勘案し、リース取引・割賦販売取引に係る物件購入および営業貸付等に伴う金融費用は、売上原価として、支払利息と預金利息との差額を「資金原価」の科目で表示するとともに、支払利息・預金利息を分別し損益計算書に注記する。
143. なお、営業外取引としての貸付金・有価証券等の投資に対する金融費用も支払利息として処理されているが、リース業の資金原価を純化するため、これら投資に対する金融費用は分別して営業外費用として計上する。
144. この場合の区分計算は、資産を営業資産とその他の資産に区分し、金融費用をこの資産の残高の比率等合理的な基準により按分する。
145. 第 142 項に掲げる支払利息には、ファイナンス・リース取引の借手としての支払利息相当額、割賦購入取引による支払利息相当額、社債利息などが含まれる。

7-2-2-5 その他の原価

146. 上記以外の売上原価を計上する。

7-2-3 繰延リース利益・繰延割賦利益

147. ファイナンス・リース取引、割賦販売取引について、取引開始日に売上高・売上原価の総額を計上する方法（第 1 法）を採用している場合における、翌期以降に帰属する利益を繰延計上する。
148. 当期に開始した取引については、翌期以降に帰属する利益を繰延計上し、前期以前に開始した取引については、前期に繰延べることとした利益額と翌期以降に帰属する利益額との差額を戻し入れとして計上する。

7-2-4 販売費及び一般管理費

149. 会社の販売及び一般管理業務に関して発生したすべての費用は、「販売費及び一般管理費」の科目で処理する。
150. リース取引・割賦販売取引等の営業取引に関して直接要した費用は、「7-2-2 売上原価」

として、採用する会計方針および収益に対応して表示する。したがって、「販売費及び一般管理費」で処理されるものは、人件費・諸経費・租税公課（賃貸資産の固定資産税等は含まない。）・貸倒引当金繰入・貸倒損失等の常時継続し、または毎期経常的に発生する期間費用となる。

151. 財務諸表等規則では、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目を掲記することとなっているが、会社計算規則による損益計算書では、内訳区分表示を要請していないので、「販売費及び一般管理費」の科目で表示する。

7-2-5 営業外損益

152. 営業外損益は、収益または費用の性質を示す適當な科目に細分して表示することとされ、収益としては、受取利息・有価証券利息・受取配当金・有価証券売却益・仕入割引その他の項目区分で、また、費用としては、支払利息・社債利息・社債発行費償却・有価証券売却損・売上割引その他の項目に区分し表示する。

7-2-6 特別損益

153. 前期損益修正その他異常な利益または損失は、特別損益の部にその内容を示す適當な名称を付した科目を設けて表示する。
154. 利益としては、前期損益修正益・固定資産売却益その他の項目の区分で、また損失としては、前期損益修正損・固定資産売却損その他の項目の区分で、科目を設けて表示する。
155. リース会社の固定資産売却損益のうち、賃貸資産の売却は、営業に付随する業務であり、前記のとおり営業損益の部で表示する。

8 適用時期と既契約の取扱い等

8-1 適用時期

156. 会計処理と開示は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。
157. 財務諸表等規則などに基づき半期報告書を提出している場合には、平成 21 年 3 月期中間決算から適用する。また四半期報告書を提出している場合には、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の四半期決算から適用する。ただし、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の四半期決算または中間決算から適用することもできる。

8-2 既契約分の取扱い

8-2-1 既契約分の範囲等

158. リース取引については、リース会計基準を適用する事業年度の開始の日前に開始した取引について、既契約分取引として取扱うことができる。
159. ただし、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する場合には、平成 20 年 3 月 31 日以前にリース契約を締結した取引について、既契約分取引として取扱うことができる。
160. リース会計基準により、リース取引の分類の見直しが必要な取引については、適用初年度において、その分類を見直す。

8-2-2 所有権移転外ファイナンス・リース取引

161. 会計基準の適用初年度前において、通常の貸借処理に準じた会計処理を採用していた所有権移転外ファイナンス・リースについては、適用初年度以降において次に掲げるいずれかの方法で処理する。
- ① 原則法
- リース取引開始日に遡及して本「会計処理と開示」を適用して処理する。この変更による影響額（適用初年度の期首までの税引前当期純損益に係る累積的影響額）は特別損益として処理する。
- ② 簿価引継法
- 適用初年度の前期末における貸借資産の帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首価額として計上する。この場合、適用初年度以後の各事業年度においては、前事業年度末における未回収リース料（原則として維持管理費用相当額控除後）とリース投資資産の差額を利息相当額として、リース期間中の各事業年度に利息法または定額法の方法により計上する。
- ③ 注記法
- 引き続き通常の貸借処理に準じた方法を適用し、改正前会計基準により必要とされていた事項を注記する。ただし、リース取引を主たる事業とする会社では適用することができない。
162. 第161項①に掲げる原則法を採用する場合における「適用初年度の期首までの税引前当期純損益に係る累積的影響額」には、リース会計基準変更に伴う直接的な変更差額に加え、リース会計基準変更に伴い適用される金融商品会計基準・外貨建取引等会計処理基準、適用除外となる固定資産の減損に係る会計基準による減損損失の戻入額等についても含まれることに留意する。なお、損益計算書には、「リース会計基準の適用に伴う影響額」として一括して表示する。
163. 第161項②に掲げる簿価引継法を採用する場合には、リース会計基準適用以降の各事業年度において、原則法を採用した場合における税引前当期純利益との差額を注記しなければならない。なお、その差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
164. この場合における差額には、金融商品会計基準・外貨建取引等会計基準その他の会計基準の適用による差額は含まれないことに留意する。
165. 第161項②の「適用初年度の前期末における貸借資産の適正な帳簿価額」とは、会社が採用する貸借資産の減価償却方法による帳簿価額で、当該資産に追加して実施した減価償却額、当該資産に認識した減損損失および貸借資産処分損引当金を控除した後の帳簿価額とすることができます。
166. 第161項②を適用する場合においても、リース債権およびリース投資資産に他の会計基準を適用することで生じる前事業年度末までの累積的影響額は、第161項①に準じて、特別損益に「リース会計基準の適用に伴う影響額」として一括して表示することができる。

8-2-3 見積残存価額

167. 改訂前の「標準財務諸表」において、リース資産の減価償却方法にリース期間定額法を採用する場合には、処分見積価額を残存価額とし、当該処分見積価額は毎期見直すこととされており、この取扱いに関する基本的な考え方は本「会計処理と開示」において変更されるものではない。
168. 改訂前「標準財務諸表」による処分見積価額を見直す場合には、適用初年度における期首において処分見積価額の修正を行う。この場合における修正差額は、第162項に準じて、適用初年度において、特別損益に「リース会計基準の適用に伴う影響額」として計上する。

8-2-4 転リース取引

169. 転リース取引がファイナンス・リース取引に該当する場合は、第52項および第53項により会計処理を行う。この場合、既契約分以外の取引について利息相当額を控除する方法を採用することとしている場合、あるいはリース料総額から維持管理費用相当額を控除することとしている場合においても、既契約分については、これらの金額を控除しない方法を採用することができる。

8-2-5 所有権移転ファイナンス・リース取引

170. 所有権移転ファイナンス・リース取引について、割賦販売取引に含めて処理することとしていた場合においては、引き続き割賦販売取引として処理することができる。
171. また、割賦販売取引として延払基準の方法で処理することとしていた場合には、引き続き延払基準の方法で処理することができる。
172. 割賦販売取引として処理してきた所有権移転ファイナンス・リース取引について、「リース債権」として処理を変更する際には、割賦未実現利益を「割賦債権」から控除して「リース債権」に振り替える。

8-2-6 リース債権の流動化

173. リース会計基準適用初年度前に実施したリース債権の流動化について、金融商品会計基準に基づき債権の消滅を認識する会計処理を採用した場合においては、当該事業年度開始時における当該リース債権の消滅により計上される損益は、「リース会計基準の適用に伴う影響額」として特別損益に計上する。

8-2-7 貸倒引当金

174. 既契約分取引についてリース会計基準により処理することで、リース投資資産のうち金銭債権と認められる部分（リース料債権部分）の金額については、金融商品会計基準に基づき、貸倒見積高を計上する。
175. 一般債権に分類されることとなるリース投資資産等の貸倒見積高を算定する際においては、原則としてリース取引開始日から改正後リース会計基準が適用されたものとして、債権の区分に応じて過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定する。
176. 適用初年度におけるリース投資資産およびリース債権の前事業年度末における貸倒引当

金残高は、「リース会計基準の適用に伴う影響額」として特別損益に計上する。

9 計算書類等の例示

177. 計算書類の開示例は以下のとおりである。ただし、各項目の名称については、リース会社において一般的なものを示しており、企業の実態に応じてより適切に表示すると判断される場合には、項目の名称の変更または項目の追加ならびに削除を妨げるものではない。

9-1 貸借対照表

9-1-1 貸借対照表の様式

178. 貸借対照表および連結貸借対照表の様式には、「報告様式」と「勘定様式」の2つがある。会社計算規則では、特段の様式を定めていないが、実務では、「勘定様式」により作成されている場合が多いとされている。このため、「会計処理と開示」では、一般的に採用されている「勘定様式」により例示する。
179. また、会社計算規則では、貸借対照表および連結貸借対照表を前事業年度末との比較形式で記載を要請していないため、単年度の記載例で示す。なお、前事業年度末比較を行うことを妨げるものではない。

9-1-2 各資産に係る引当金の表示方法

180. 各資産に係る引当金の表示の方法については、会社計算規則第78条で、次の3法の選択適用が定められている。
- ① 当該各科目の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示する方法。(会社計算規則78①本文)
- ② 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産または繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示する方法。(会社計算規則78①ただし書き)
- ③ 各資産に係る引当金を当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する方法。(会社計算規則78②)
181. 「会計処理と開示」では、従来からリース会社が一般的に採用している「② 一括して表示する方法」を例示として示す。なお、第180項①および③に掲げる方法の採用を妨げるものではない。

9-1-3 有形固定資産に対する減価償却累計額の表示方法

182. 有形固定資産に係る減価償却累計額の表示の方法については、会社計算規則第79条で、次の3法の選択適用が定められている。
- ① 当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示する方法。(会社計算規則79①本文)
- ② 当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として一括して表示する方法。(会社計算規則79①ただし書き)
- ③ 当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金

額として表示する方法。(会社計算規則 79②)

183. 「会計処理と開示」では、従来からリース会社が一般的に採用している「③ 直接控除した控除残高で表示する方法」を例示として示す。なお、第 182 項①および②に掲げる方法の採用を妨げるものではない。

9-1-4 有形固定資産に対する減損損失累計額の表示方法

184. 有形固定資産のうち、減価償却資産に係る減損損失累計額の表示の方法については、会社計算規則第 80 条で、次の 4 法の選択適用が定められている。
- ① 当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示する方法。(会社計算規則 80①)
 - ② 当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として減損損失累計額の項目をもって表示する方法。(会社計算規則 80②本文)
 - ③ 当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として減損損失累計額の項目をもって一括して表示する方法。(会社計算規則 80②ただし書き)
 - ④ 減価償却累計額の表示について、182 項①または②の方法を採用している場合には、減価償却累計額に含めて表示する方法。(会社計算規則 80③)
185. 「会計処理と開示」では、賃貸資産等には重要な減価償却資産以外の有形固定資産も含まれることから、これらの資産についても統一的に採用することができる「①減損損失を直接控除する方法」を例示として示す。なお、第 184 項②、③および④に掲げる他の方法の採用を妨げるものではない。

9-1-5 貸借対照表の開示例

貸 借 対 照 表
(平成 XX 年 XX 月 XX 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流動資産	×××	流动負債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
受取手形	×××	買掛金	×××
売掛金	×××	短期借入金	×××
割賦債権	×××	一年以内返済予定の長期借入金	×××
リース債権	×××	一年以内償還予定の社債	×××
リース投資資産	×××	コマーシャル・ペーパー	×××
営業貸付金	×××	債権流动化に伴う支払債務	×××
その他の営業貸付債権	×××	一年以内支払予定の債権流动化に伴う長期支払債務	×××
営業投資有価証券	×××	リース債務	×××
その他の営業資産	×××	割賦債務	×××
有価証券	×××	未払金	×××
貯蔵品	×××	未払費用	×××
前渡金	×××	未払法人税等	×××
前払費用	×××	繰延税金負債	×××
賃貸料等未収入金	×××	前受金	×××
未収益	×××	賃貸料等前受金	×××
繰延税金資産	×××	預り金	×××
短期貸付金	×××	前受収益	×××
.....	×××	割賦未実現利益	×××
貸倒引当金	×××	○○引当金	×××
固定資産	×××	×××
有形固定資産	×××	固定負債	×××
賃貸資産	×××	社債	×××
賃貸資産	×××	長期借入金	×××
賃貸資産前渡金	×××	債権流动化に伴う長期支払債務	×××
社用資産	×××	リース債務	×××
建物	×××	割賦債務	×××
構築物	×××	繰延税金負債	×××
機械及び装置	×××	○○引当金	×××
.....	×××	預り保証金	×××
土地	×××	×××
リース賃借資産	×××	負ののれん	×××
建設仮勘定	×××		
無形固定資産	×××	負債合計	
賃貸資産	×××	×××	
賃貸資産	×××	(純資産の部)	
賃貸資産前渡金	×××	株主資本	×××
その他の無形固定資産	×××	資本金	×××
借地権	×××	資本剰余金	×××
鉱業権	×××	資本準備金	×××
ソフトウェア	×××	その他資本剰余金	×××
のれん	×××	利益剰余金	×××
リース賃借資産	×××	利益準備金	×××
.....	×××	その他利益剰余金	×××
投資その他の資産	×××	××積立金	×××
投資有価証券	×××	×××
関係会社株式	×××	繰越利益剰余金	×××
関係会社社債	×××	自己株式	×××
出資金	×××	評価・換算差額等	×××
関係会社出資金	×××	その他有価証券評価差額金	×××
長期貸付金	×××	繰延ヘッジ損益	×××
関係会社長期貸付金	×××	土地再評価差額金	×××
破産更生債権等	×××	×××
長期前払費用	×××	新株予約権	×××
繰延税金資産	×××		
.....	×××		

貸倒引当金	×××		
繰延資産	×××		
創立費	×××		
開業費	×××		
株式交付費	×××		
社債発行費	×××		
開発費	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

9-2 損益計算書

9-2-1 損益計算書の様式

186. 損益計算書および連結損益計算書の様式には、「報告様式」と「勘定様式」の2つがある。
187. 会社計算規則では、特段の様式を定めていないが、実務では、「報告様式」により作成されている場合が多いとされている。
188. 「会計処理と開示」では、一般的に採用されている「報告様式」により例示する。
189. また、会社計算規則では、損益計算書および連結損益計算書を前事業年度との比較形式で記載を要請していないため、単年度の記載例で示す。なお、前年同期比較を行うことを妨げるものではない。

9-2-2 損益計算書の開示例

損益計算書
(自平成 XX 年 XX 月 XX 日 至平成 XX 年 XX 月 XX 日)

(単位：百万円)

科 目	金額	
売上高		
リース売上高	×××	
割賦売上高	×××	
ファイナンス収益	×××	
その他の売上高	×××	×××
売上原価		
リース原価	×××	
割賦原価	×××	
ファイナンス原価	×××	
資金原価	×××	
その他の原価	×××	×××
販売利益調整高		
繰延リース利益	×××	
繰延割賦利益	×××	×××
売上総利益（又は売上総損失）		×××
販売費及び一般管理費		×××
営業利益（又は営業損失）		×××
営業外収益		
受取利息	×××	
有価証券利息	×××	
受取配当金	×××	
.....	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
.....	×××	×××
経常利益（又は経常損失）		×××
特別利益		
前期損益修正益	×××	
固定資産売却益	×××	
.....	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	

科 目	金額	
減損損失	×××	
.....	×××	×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益（又は当期純損失）		×××

9-3 注記表

190. 会社計算書類では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示することとされている。

	会計監査人設置会社	会計監査人設置会社以外の公開会社	会計監査人設置会社以外の非公開会社
(1) 継続企業の前提に関する注記	○	×	×
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○	○
(3) 貸借対照表に関する注記	○	○	×
(4) 損益計算書に関する注記	○	○	×
(5) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	○
(6) 税効果会計に関する注記	○	○	×
(7) リースにより使用する固定資産に関する注記	○	○	×
(8) 関連当事者との取引に関する注記	○	○	×
(9) 一株当たり情報に関する注記	○	○	×
(10) 重要な後発事象に関する注記	○	○	×
(11) 連結配当規制適用会社に関する注記	○	×	×
(12) その他の注記	○	○	○

191. リース会計基準・リース会計適用指針で要求する注記については、金融商品取引法に基づく開示を前提としており、会社法に基づく開示については第190項に記載する事項以外については、必要とされていないので、リース会計基準等で要求されている注記は省略することができる。「会計処理と開示」では、参考として、「9-3-13 その他の注記」において、リース取引に関する貸手の注記を記載している。

9-3-1 記載金額単位に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

9-3-2 継続企業の前提に関する注記

2. 継続企業の前提に関する注記
.....

9-3-3 重要な会計方針に係る事項に関する注記

3. 重要な会計方針

貸借対照表および損益計算書の作成にあたって採用した重要な会計処理の原則および手続は、次のとおりであります。

(1) 資産の評価基準および評価方法

ア. 有価証券

.....

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

ア. 廉蔵品

.....

イ.

.....

(3) 固定資産の減価償却の方法

ア. 貸貸資産

見積貸借期間を償却年数とし、見積貸借期間終了時に見込まれる貸貸資産の処分価額を残存価額として、当該期間内に定額で償却する方法によっております。なお、貸貸資産の処分損失に備えるため、減価償却費を追加計上しております。

イ. 社用資産

有形固定資産

.....

無形固定資産

.....

リース賃借資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース賃借資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース賃借資産

リース契約期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

.....

イ. 賞与引当金

.....

ウ. 退職給付引当金

.....

(5) 収益・費用の計上基準

ア. ファイナンス・リース取引に係る売上高および原価の計上基準

(第1法の場合)

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(第2法の場合)

リース料の受取時（またはリース料を收受すべき時）に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(第3法の場合)

利息相当額を売上高として各期に配分する方法によっております。

イ. オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

ウ. 割賦販売取引に係る売上高および原価の計上基準

(第1法の場合)

割賦販売取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。なお、支払期日未到来の割賦債権に対応する未経過利益は、繰延処理をしております。

(第2法の場合／ネット方式)

割賦債権の支払期日到来の都度、売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(第2法の場合／両建方式)

割賦販売取引実行時に、その債権総額を割賦債権に計上し、割賦販売契約による支払日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高および割賦原価を計上しております。なお、支払期日未到来の割賦債権に対応する未経過利益は、割賦未実現利益として繰延処理しております。

(第3法の場合)

利息相当額を売上高として各期に配分する方法によっております。

エ. 金融費用の計上基準

金融費用は、売上高に対応する金融費用とその他の金融費用を区分計上することとしております。

その区分の方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上しております。

なお、資金原価は、営業資産に係る金融費用からこれに対応する受取利息等を控除して計上しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ア. 繰延資産の処理方法

.....

イ. ヘッジ会計の方法

.....

ウ. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

エ. デリバティブの評価基準及び評価方法

.....

オ. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

.....

9-3-4 貸借対照表（連結貸借対照表）に関する注記

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

リース債権	×××百万円
リース投資資産	×××百万円
割賦債権	×××百万円
リース資産	×××百万円

.....		×××百万円	
対応する債務			
短期借入金		×××百万円	
長期借入金（1年以内返済予定を含む）		×××百万円	
(2) 有形固定資産の減価償却累計額			
賃貸資産		×××百万円	
社用資産		×××百万円	
リース賃借資産		×××百万円	
計		×××百万円	
(3) 保証債務			
.....			
(4) リース債権・リース投資資産および割賦債権の内訳			
リース債権	リース債権	リース投資資産	割賦債権
債権額	×××百万円	×××百万円	×××百万円
見積残存価額	—	×××百万円	—
受取利息相当額	△×××百万円	△×××百万円	△×××百万円
計	×××百万円	×××百万円	×××百万円
(5) 営業債権に係る預り手形			
リース債権		×××百万円	
リース投資資産		×××百万円	
割賦債権		×××百万円	
.....		×××百万円	
(6) 未経過リース期間に係るオペレーティング・リース契約債権			
預り手形		×××百万円	
その他のリース契約債権		×××百万円	
計		×××百万円	
(7) 1年を超えて入金期日の到来する営業債権			
リース債権		×××百万円	
リース投資資産		×××百万円	
割賦債権		×××百万円	
営業貸付債権		×××百万円	
未経過リース期間に係るオペレーティング・リース債権		×××百万円	
計		×××百万円	
(8) リース債務および割賦債務に係る支払手形			
1年以内支払予定のリース債務		×××百万円	
1年超支払予定のリース債務		×××百万円	
1年以内支払予定の割賦債務		×××百万円	
1年超支払予定の割賦債務		×××百万円	
(9) 関係会社に対する金銭債権および債務			
.....			
(10) 取締役および監査役に対する金銭債権および債務			
.....			
(11) 親会社株式			
.....			

(12) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

(または)

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	×××百万円
営業債権に係る預り手形	×××百万円
支払手形	×××百万円
リース債務に係る預り手形	×××百万円
割賦債務に係る預り手形	×××百万円

9-3-5 損益計算書に関する注記

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

.....

(2) リース売上およびリース原価の総額（第3法を採用する場合）

リース料収入相当額	×××百万円
リース原価相当額	×××百万円
差引	×××百万円

(3) 資金原価の内訳

支払利息	×××百万円
社債利息	×××百万円
その他支払利息	×××百万円
△受取利息	△×××百万円
計	×××百万円

9-3-6 株主資本等変動計算書に関する注記

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

略

9-3-7 税効果会計に関する注記

7. 税効果会計に関する注記

略

9-3-8 リースにより使用する固定資産に関する注記

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

××事業における乗用車、コンピュータ機器であります。

9-3-9 関連当事者との取引に関する注記

9. 関連当事者との取引に関する注記
略

9-3-10 一株当たり情報に関する注記

10. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | ×××円××銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益（または当期純損失） | ×××円××銭 |

9-3-11 重要な後発事象に関する注記

略

9-3-12 連結配当規制適用会社に関する注記

略

9-3-13 その他の注記

○. リース取引に関する注記

(1) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分（各々受取利息相当額控除前）の金額の回収期日別内訳

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	×××百万円	×××百万円
1年超2年以内	×××百万円	×××百万円
2年超3年以内	×××百万円	×××百万円
3年超4年以内	×××百万円	×××百万円
4年超5年以内	×××百万円	×××百万円
5年超	×××百万円	×××百万円
計	×××百万円	×××百万円

(2) 利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している転リース取引の額

リース債権	×××百万円
リース投資資産	×××百万円
リース債務	×××百万円

(3) オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

1年以内	×××百万円
1年超	×××百万円
計	×××百万円

9-4 連結注記表

「9-3 注記表」に準じて記載する。

以上